

平成31年  
第1回多摩市議会  
定例会

議員提出議案

多摩市議会

議員提出議案第1号

不正統計問題について関係省庁に猛省を促し、  
真相究明・再発防止策を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項  
の規定により提出する。

平成31年3月28日

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 多摩市議会議員 | 大くま 真一  |
| 賛成者 | 同       | 大野 まさき  |
| 同   | 同       | 向井 かおり  |
| 同   | 同       | あらたに 隆見 |
| 同   | 同       | 藤原 マサノリ |

多摩市議会議長 岩永 ひさか 殿

## 不正統計問題について関係省庁に猛省を促し、真相究明・再発防止策を求める意見書

厚生労働省が行う毎月勤労統計の不正問題を受け、特に重要な政府の56基幹統計の調査が行われ、勤労統計を含む23統計で不適切な処理が見つかりました。実に基幹統計の4割以上です。うち21統計について、総務省は「統計法違反の可能性がある」と指摘しています。

毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会は報告書の総括で「国民生活に直結する各種政策立案や学術研究、経営判断等の礎として、常に正確性が求められ、国民生活に大きな影響を及ぼす公的統計において、このような統計法違反を含む不適切な取扱いが長年にわたり継続しており、かつ、公表数値にまで影響を与えていたということは、信じがたい事実であり、言語道断である。」としています。

今回の事件は統計への信頼のみならず、地方自治体も含む行政全体への信頼をも毀損しています。

以下、求めます。

### 記

- 一、公的統計および行政全体への不信を招いたことに猛省すること
- 一、不正統計の原因や背景、また招いた事態について真相究明を進めること
- 一、客観的なデータを積み上げる統計の意義について意識改革を進めること
- 一、組織改革も含め、真摯に再発防止を進めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

多摩市議会議長 岩永 ひさか

内閣総理大臣 殿  
総務大臣 殿  
衆議院議長 殿  
参議院議長 殿

議員提出議案第2号

UR賃貸住宅ストックの活用を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成31年3月28日

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 多摩市議会議員 | 渡辺 しんじ  |
| 賛成者 | 同       | 大野 まさき  |
| 同   | 同       | 安斉 きみ子  |
| 同   | 同       | 向井 かおり  |
| 同   | 同       | 藤原 マサノリ |

多摩市議会議長 岩永 ひさか 殿

## UR賃貸住宅ストックの活用を求める意見書

都市再生機構（UR）の賃貸住宅の設備は、全国的に老朽化してきており、居住者の高齢化も進んでいる。このため、高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額の継続や修繕など居住者の負担軽減に向けた対策などが求められてきた。

平成31年度予算案には20年間の家賃減額期間の終了時に現に居住する高齢者については、退去するまで家賃減額を延長することやバリアフリー改修に係る補助率の引き上げなどが計上されている。

さらに、平成31年度からは「UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」が始まる。

そこで、UR賃貸住宅団地において、多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まいとまちとなるよう、下記の事項に取り組むことを求める。

### 記

1. 2033年度までに250団地程度の地域医療福祉拠点の整備を着実に進めること。
2. 団地機能の多様化に伴い高齢者や子育て支援施設の整備を進めること。
3. 健康寿命サポート住宅の供給を拡充すること。
4. UR賃貸住宅ストックの活用にあたっては、地方公共団体や地域関係者との連携を図るとともに、住民の意見を丁寧に聞き取り居住の安定確保を図ること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

多摩市議会議長 岩永ひさか

内閣総理大臣 殿  
国土交通大臣 殿

議員提出議案第3号

食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成31年3月28日

|     |         |    |      |
|-----|---------|----|------|
| 提出者 | 多摩市議会議員 | 本間 | としえ  |
| 賛成者 | 同       | 大野 | まさき  |
| 同   | 同       | 安斉 | きみ子  |
| 同   | 同       | 向井 | かおり  |
| 同   | 同       | 藤原 | マサノリ |

多摩市議会議長 岩永 ひさか 殿

## 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されている、いわゆる食品ロスの削減は、今や我が国において喫緊の課題と言える。国内で発生する食品ロスの量は年間646万トン（2015年度）と推計されており、これは国連の世界食糧計画（WFP）が発展途上国に食糧を援助する量の約2倍に上る。政府は、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」に沿い、家庭での食品ロスの量を2030年度までに半減させることを目指しているが、事業者を含め国民各層の食品ロスに対する取り組みや意識啓発は、いまや必要不可欠である。

食品ロスを削減していくためには、国民一人一人が各々の立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物が無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。

また、まだ食べることが出来る食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要である。

よって国におかれては、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について真摯に取り組むことを強く求める。

### 記

1. 国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めたより一層の取り組みを実施すること。
2. 商慣習の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や消費者への普及・啓発、学校・家庭等における食育・環境教育の実施など、食品ロス削減に向けての国民的啓発と国の取り組みをこれまで以上に強化すること。
3. 賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取り組みをさらに支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

多摩市議会議長 岩永ひさか

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）殿  
農林水産大臣 殿  
経済産業大臣 殿  
厚生労働大臣 殿  
文部科学大臣 殿  
環境大臣 殿

議員提出議案第4号

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成31年3月28日

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 多摩市議会議員 | 池田 けい子  |
| 賛成者 | 同       | 大野 まさき  |
| 同   | 同       | 安斉 きみ子  |
| 同   | 同       | 向井 かおり  |
| 同   | 同       | 藤原 マサノリ |

多摩市議会議長 岩永 ひさか 殿



## 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成30年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

しかし、妊婦加算について、関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がある。

こうした指摘を受け、厚生労働省は昨年12月に平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保険医療協議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。

そこで、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために、下記の事項に取り組むことを求める。

### 記

1. 医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。
2. 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、予め知識を得ることができるようになること。
3. 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

多摩市議会議長 岩永ひさか

内閣総理大臣 殿  
厚生労働大臣 殿